

小金井市 居住支援ガイドブック

～ずっと安心して暮らしていくために～

福祉事業者・住宅確保要配慮者編



小金井市居住支援協議会

はじめに

当ガイドブックは、住まい探しに不安を感じている方々（「住宅確保要配慮者」といいます。）と、こうした方の入居支援や生活支援を行っている福祉事業者や相談員の皆様との双方にご活用いただくことで、住宅確保要配慮者の住まいの確保につながることを期待し作成したものです。

..... 目 次

住宅確保要配慮者の 主要なタイプ別の主な心配ごと

p04

住まい探しから退去までの流れ

住み替えを 決断する前に

1. 住み替えの必要性

p06

2. 住まい探しの準備

p07

3. 契約や毎月の家賃等の費用

p08



住まい探し から入居まで

4. 居住支援相談窓口を通じた相談・物件照会

p09

5. 不動産店訪問と物件見学

P10

6. 申し込み・審査・契約

P10

7. 入居日までに行うこと

P11



入居中	8. 新居での暮らし方	P12
	9. 安心して暮らすために	P13
	10. 大切な判断ができなくなる前に	P13



退去への備え	11. 万が一への備え	P14
--------	-------------	-----

資料編

居住支援法人	P15
住宅の種類	P17
入所型の福祉施設	P20
賃貸住宅での暮らしを支える制度	P20
住宅改修に関する制度	P25
福祉総合相談窓口 (小金井市自立相談サポートセンター)	P26
障がい者・障がい児に関する相談・支援団体の概要	P27
情報整理ツール	P28
連絡先一覧	P30

住宅確保 要配慮者の

主要なタイプ別の主な心配ごと



高齢者

身寄りがなく、身元引受人や保証人を頼める
人がおらず入居申し込みができない

身元保証代行について ⇒ p06 へ

将来、認知症になったらどうすればよい？

成年後見制度について ⇒ p24 へ

急な体調変化や病気で倒れないか心配

見守りについて ⇒ p13 へ

家賃が払えなくなったらどうすればよい？

生活保護他について ⇒ p23 へ

亡くなった場合、家財や遺品等はどうなる？

家財・遺品整理について ⇒ p14 へ

亡くなった場合、賃貸借契約はどうなる？

死後事務委任について ⇒ p14 へ



高齢者



大家さん

- 火事や事故、孤立死のリスクが高い方の入居は不安です
- 入居者が認知症になったら、誰に相談すればよいかわからない
- 身寄りがいない方が亡くなった場合に、
 - ・ 誰が対応してくれるの？
 - ・ 契約はどうやって解除するの？
 - ・ 遺品や残置物はどうすればよいの？
- バリアフリー化が必要な方への対応は難しい
- 近所トラブルのリスクが高い方は不安
- 子どもの声や足音等、近所トラブルになりそうで不安
- 家賃の滞納は困る
- 家賃減額を相談され困っている

車いすがないと生活できないため、
入居申し込みを断られた

住宅改修について ⇒ p25 へ

精神疾患があり、入居を断られた

障がい者の相談について ⇒ p27 へ



障がいのある方



ひとり親

ひとり親であるため、入居を断られた

居住支援相談窓口について ⇒ p32（裏表紙）へ

小さな子どもがいて、
隣戸の居住者とトラブルになった

居住支援相談窓口について ⇒ p32（裏表紙）へ

仕事が決まらず、家賃の支払いが不安

生活保護他について ⇒ p23 へ

収入が少ないため、入居を断られた

家賃支援等について ⇒ p23 へ

どこへ相談すればよいか分からない

福祉総合相談窓口について ⇒ p26 へ

離職して収入がなくなり、
家賃の支払いに困っている

住居確保給付金について ⇒ p23 へ



低額所得者

住み替えを決断する前に

1. 住み替えの必要性

住み替えは多くの準備や手続きが必要で、経済的にも心理的にも大きな負担となります。慌てて住み替えた結果、今よりも暮らしにくくなってしまうことにもなりかねないので、住み替えが本当に必要かどうかをよく考え、慎重に判断することが大切です。住み替え先の新しい環境が生活をより良くするのかどうか、一方で、現状の住まいの改修やサポートを受けることでより良い生活とする方法がないのか、といったことについても検討してみましょう。

■その住み替えは本当に必要ですか？

住み替えをする理由は様々ですが、本当に住み替えをする必要があるかについて、今一度考えてみましょう。今抱えている不満や問題が、住宅そのものを原因とするものではない場合は、自治体や居住支援法人に相談すると、解決するかもしれません。

■家族や親族の方は引っ越しに賛成してくれていますか？

住み替えをする理由の一つとして、「家族に迷惑をかけたくないから」という方が多くみられますが、家族との意見の食い違いが原因となり、契約にいたらないという事例も見られます。

家族の理解・協力を得ることが理想的ですが、それが難しい場合は、身近な支援者や相談機関等に相談することをお勧めします。

■緊急連絡先や保証人を引き受けてくれる方はいますか？

賃貸住宅の契約をする際は、緊急時の連絡先になってくれる人や連帯保証人を求められることが一般的です。身寄りの方等がおられない場合でも、「身元引受サービス」、「保証会社」「身元保証人代行」によるサービス等を利用することで契約できることもあります。

サービスの種類	概要
身元引受・身元保証・身元保証人代行	○賃貸住宅の入居や高齢者施設入所時を円滑にするため、一人暮らしの方や、親族の支援が得にくい状況にある方の身元引受を代行するもの ○入居中のトラブルや事故等があった場合の緊急連絡先を代行するもの
家賃債務保証	○賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証するもの

家賃債務保証について ⇒ p21 へ

居住支援法人について ⇒ p15 へ

■契約や引っ越しにかかる費用、毎月の家賃を確保できますか？

住み替える際には、敷金・礼金などの契約に係る費用に加え、引っ越し費用や**毎月の家賃**も考慮しなければなりません。引っ越し費用は所有する家財の量によっては数十万円かかる場合もあります。今の収入に見合った暮らし方を知っておくことが重要です。

情報整理ツール② 家計の収支チェック表 ⇒ p28 へ

2. 住まい探しの準備

希望にあう住まいを見つけ、安心して暮らせるようにするためには、下準備をしっかりとすることが重要です。

住宅の種類等について知り、前提条件や希望を整理することはもちろん、自分の生活面において必要な居住支援サービスが利用できるかどうか、についても調べてみましょう。



■住宅の種類

民間の賃貸住宅や公営住宅だけでなく、UR 賃貸住宅や JKK(住宅供給公社)、サービス付き高齢者向け住宅等、様々な種類の住宅があります。種類によって家賃や費用、申込条件等が異なっており、自分にあった住まいを選択する際の参考にしましょう。

住宅の種類について ⇒ p17 へ

■入居前から入居後までの様々な場面で活用可能な居住支援サービスについて整理

小金井市や様々な団体が、見守りをはじめ、保証人代行、身元引受、各種相談や民間賃貸住宅への入居支援などの様々な居住支援サービスを提供しています。

これらのサービスを活用し、**住宅確保要配慮者の方が安心して暮らせるだけでなく、貸主の方が安心して貸すことができるよう**、居住支援サービスの活用を検討しましょう。

居住支援法人について ⇒ p15 へ

■希望条件・優先順位を整理

住み替えの際に希望する条件を具体的に整理しましょう。

居住エリアや必要な部屋の数、家賃や居住階数、ペット飼育の可否等、条件と優先順位を明確にしておくことで、住み替え先を検討する際に、不動産事業者や福祉事業者がスムーズにサポートできるようになります。

情報整理ツール③ 条件整理表 ⇒ p29 へ

3. 契約や毎月の家賃等の費用

賃貸借契約時に必要な費用や引っ越しに係る費用だけでなく、毎月の家賃など入居中にかかる費用もあらかじめ把握しておきましょう。



■ 契約時に必要な費用

種類	概要	金額の目安
敷金	家賃債務や部屋の修理費の担保として、先に預けておくお金	家賃の1～2か月分程度
礼金	部屋を所有する大家さんに対するお礼のお金	家賃の1か月分程度
仲介手数料	部屋探しに利用した不動産会社に支払う手数料	最大：家賃1か月+消費税
前家賃	契約時に支払う家賃	契約月の日割り家賃+翌月分の家賃程度
損害保険料	借主の責任によって起きた火災や水漏れ等の損害を補償するために加入する、借家人賠償責任保険、家財保険、個人賠償責任保険等の損害保険に係る費用	2万円～（2年契約の場合）
保証料	連帯保証人を立てる代わりに、家賃債務保証会社に支払う費用	契約時：家賃の0.5～1か月分程度（保証内容による） 更新時：約1万円/年程度又は賃料の10～30%程度
鍵交換費	前の入居者が鍵を使う等の事故を回避するため、新しい鍵に交換するための費用	15,000～35,000円程度
その他	入居物件がプロパンガスの場合、ガス会社へ支払う保証金（敷金と同様の費用）	10,000円程度
	ペット可物件の場合は、敷金が数か月分多く必要になることがある	敷金が1～2か月分程度加算

■ 入居中毎月支払う費用

種類	概要	金額の目安
家賃	貸主に支払う賃貸料金	—
共益費	「管理費」ということもあります。主に共用部分を維持管理するためにかかる費用	2千円/月～

■ 契約更新時に必要な費用

種類	概要	金額の目安
更新料	物件の契約更新をする際に貸主に支払う費用	更新後家賃の1か月分程度
更新手数料	更新時に発生する手数料	家賃の0.2～0.5か月分程度
損害保険料	賃貸借契約期間に合わせて保険期間が決まっていることが多いため、更新時に保険に再加入することが一般的	2万円～（2年契約の場合）
保証料	損害保険と同様、賃貸借契約更新時に再契約	更新時：約1万円/年程度 又は賃料の10～30%程度

住まい探しから入居まで

住まい探しから入居までの大まかな流れを解説します。各段階で様々な居住支援サービスの利用が可能ですので、住宅確保要配慮者の方の事情にあわせて適宜選択しましょう。

4. 居住支援相談窓口を通じた相談・物件照会

① 居住支援相談窓口へ相談

小金井市居住支援協議会では、居住に関する様々な悩みを持つ方に向けた「居住支援相談窓口」を開設（小金井市社会福祉協議会に設置）しています。各種制度や支援に関する情報提供を得られますので、まずは「居住支援相談窓口」に相談してみましょう。

居住支援相談窓口について ⇒ p32（裏表紙）へ

② 希望する住まいの条件を決めましょう

住まいを探す際は、自分の希望する条件および優先順位を整理することが大切です。居住支援相談窓口に相談する前に、予算や場所、間取りなどを明確にしておくことで、理想の住まいを見つけやすくなります。

情報整理ツール ②
家計の収支チェック
表 (p28)
情報整理ツール ③
条件整理表 (p29)

③ 居住支援相談窓口を通じて物件を探します

事前に整理した「条件整理表（p29）」を元に居住支援相談窓口で物件の照会を申し込みましょう。居住支援相談窓口から居住支援協力不動産店（p17）に物件照会を依頼し、希望にあう物件の提案を受けることができます。なお、希望に見合う物件が見つからない場合もありますので、その場合は希望条件の見直しなどが必要となります。

④ 必要とする支援とその提供団体について整理しましょう

賃貸住宅への入居に際して、住宅確保要配慮者の方に必要な支援を整理し、その支援を受けられるようにしておくことで、不動産事業者や貸主はより安心して物件を賃貸することができます。居住支援法人が行う支援サービスは法人によって様々ですので、自分に必要なサービスを探して、その利用を検討しましょう。

居住支援法人について ⇒ p15 へ

5. 不動産店訪問と物件見学

希望物件が見つかったら、不動産店を訪問し、物件見学（内見といいます）を希望する旨を伝えましょう。

希望物件については、間取りや広さをはじめ、居室の階数やエレベータの有無など契約前に確認すべきことは多いですが、可能な限り物件見学を行い、建物の実際の状態や居室・設備の使い勝手に加え、日当たりや風通し、日常的な買い物の利便性をはじめとする周辺環境も確認しましょう。

物件見学を通して、**実際に入居した場合の生活をイメージ**することができ、自分が大切にしているポイントがクリアされているかを判断しやすくなります。

■物件見学の同行

居住支援相談窓口では、賃貸住宅への入居を希望する方に対し、**必要に応じて物件見学に同行**することで、適切な物件であるかどうかの見極めをサポートすることができます。

居住支援相談窓口について ⇒ p32（裏表紙）へ

6. 申し込み・審査・契約

適切な物件が見つかったら、入居申し込みをしましょう。

なお、物件の賃貸借契約を申し込んでも、**必ず契約できるとは限りません**。入居の審査基準は、収入、信用情報、職業、保証人等、様々な要素があります。**入念な準備と適切な情報の記入が相手への信頼度・審査基準クリアにつながります**。また、近年は家賃債務保証を利用することが多く、その審査に通ることが賃貸借契約の前提となることが一般的になってきています。

審査に通ったら、契約に係る各種費用を支払い、その後、賃貸借契約書を交わすことで契約完了です。

家賃債務保証について ⇒ p21 へ

■契約に伴う書類等について

以下の書類が契約に伴う書類として必要です。

名称	概要
入居申込書	物件が決まったら、入居審査の資料となる「入居申込書」に記入（免許証などの本人確認書類が必要）します。その後、入居申込者が入居可能かどうか、連帯保証人もあわせて審査がおこなわれます。（一般的に3～5日程度） 保証会社を活用する場合は、本人確認の他、保証会社から保証人又は緊急連絡先の方に確認の電話があり、保証の可否が決まります。

名称	概要
賃貸借契約書及び重要事項説明	入居審査に通過したら、重要事項説明書(賃貸契約を結ぶにあたっての条件が記載された書類)・賃貸契約書の手続き、初期費用の支払いを行います。支払うタイミングは契約時であれば、事前に振り込みをするケースもあります。 重要事項説明や契約書について、不明な点等がある場合は、遠慮せずに内容の説明を求め、きちんと理解した上で押印するようにしましょう。
その他	身分証明書や現在の住まいの住民票を求められる場合があります。

7. 入居日までにすること

契約が完了したら、入居日に鍵を受け取りいよいよ入居です。入居日が来るまでに様々な手続きや引っ越しの段取りをしておかなければなりません。以下のチェックリストを活用して、入居日までにすることを確認しましょう。



■入居日までにすることチェックリスト

☒	準備ができた項目にチェックを入れましょう
☐	現在の住まいの解約（事前に解約の申し入れの必要があります）
☐	現在の住まいのガス・電気・水道会社を解約
☐	住み替え先のガス・電気・水道会社を契約
☐	複数の引越業者から見積もりをとる
☐	引越しの準備を進める
☐	不要なものを処分する等、荷物の整理をする
☐	住民票を移す場合は転出届、引っ越し先への転入届
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

※準備が必要な項目は適宜記入してご利用ください。

入居中

住宅確保要配慮者の入居中の生活に対しても、貸主さんは下図に示すような様々な心配事を感じています。入居者が安心して暮らせることは当然重要ですが、賃貸住宅への入居にあたって、様々な**居住支援サービス**を利用することで**不動産店や貸主さんの不安感の軽減を図る**ことで入居がスムーズになります。



8. 新居での暮らし方

■入居したら最初に確認すること

入居したらすぐに、床のへこみや傷、壁の傷や汚れといった不具合の有無を確認しましょう。入居時に不具合があった場合は写真を撮るなどして、必要に応じて管理会社や大家さんに相談することで退去時の敷金返還に関するトラブルを回避しやすくなります。

■居住ルール

賃貸住宅での暮らし方には様々なルールがあります。

例えばゴミの分別や出し方、共用部の使い方、ペット飼養の可否など、居住ルールは様々なものがあるため、あらかじめ確認しておくことが重要です。

✓	確認すべき居住ルール
☐	ゴミを出す日時・分別方法
☐	共用部分にものを置かない
☐	
☐	
☐	



■近隣住民との人間関係

近隣住戸の方とお付き合いは、あまり重要ではないと考える方もいらっしゃると思いますが、困ったときや災害時に助け合えるような近隣住民との関係があると、いざという時の安心につながります。日頃の挨拶がご近所付き合いを生む第一歩になるでしょう。



9. 安心して暮らすために

■入居中に利用できる居住支援メニュー

入居中は不安がつきものです。様々な不安を軽減するため、小金井市及び居住支援法人は、様々な居住支援メニューを提供しています。

サービスの種類	概要
生活相談・支援	○暮らしの悩みや不安を解消するための相談、健康相談などを訪問や電話により対応 ○掃除や配食、買い物支援等の生活支援
見守り	○居住者の安否確認を定期的に行うもの ○訪問によるもの、新聞や郵便等の配達、電話や専用の装置を利用するもの等の多様な手法による見守りがある 市が実施する見守りに関する制度 ⇒ p20 へ

居住支援法人について ⇒ p15 へ

10. 大切な判断ができなくなる前に

認知症等により判断能力が低下し、大切な判断ができなくなることがあります。大切な財産等を守るためにも、財産管理^{※1}や身上の保護^{※2}を行う成年後見制度の活用を前もって準備し、対策しておくようにしましょう。

■成年後見制度

成年後見制度とは、家庭裁判所によって選任された後見人が、認知症等により判断能力が不十分になった方の財産を管理するためなどの制度です。万が一を想定し、前もって準備をしておくことが重要です。

成年後見制度の詳細は、厚生労働省ホームページ「成年後見はやわかり」（右の2次元コードより）をご覧ください。

ご相談は、「小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい」まで。



成年後見制度について ⇒ p 24 へ

※1 財産管理：不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など

※2 身上の保護：介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など

退去への備え

長く居住するうちに、突然病気やけがで動けなくなったり、亡くなったりするリスクが高くなっていきます。入居中だけでなく、万が一に備えて準備しておくことも重要です。



11. 万が一への備え

■退去時・退去後に必要となる居住支援メニュー

入居中に万が一亡くなった場合に備える居住支援サービスとして、以下が挙げられます。万が一に備える居住支援サービスの利用をあらかじめ検討、又は利用できるように準備することで、家族や貸主さんの不安を軽減しましょう。

サービスの種類	概要
死後事務委任	○万が一亡くなった際に、賃貸借契約の解除や、葬儀等、医療費清算、各種届出、公共料金清算など様々な手続き等を行うサービスです。 ○亡くなった場合の葬儀費用などの諸費用を保険でカバーする少額短期保険もあります。
家財・遺品整理、残置物処理	○入居者が亡くなった際等の家財・遺品の処分・買取・相続、特殊清掃、原状回復などがあり、事業者により対応するサービスが異なります。

居住支援法人について ⇒ p15 へ

小金井市	概要	問合せ先
おくやみ 手続き窓口	死亡に関する手続きを整理し、ご案内を行います。(要予約) 【窓口】第二庁舎1階西側（市民課前ブース）	予約電話 042-387-9830
市民葬儀	近親者が万一不幸にあわれたとき、残された家族の方々の経済的負担を軽減することを目的とした制度で、標準的な葬儀を比較的安い費用で行うことができます。	市民課戸籍係 042-387-9816

残置物の処理等に関するモデル契約条項について

- 相続人の有無や所在が分からない単身者が亡くなった場合、賃貸借契約の解除や居室内に残された家財（残置物）の処理が困難になることがあります。
- 国土交通省及び法務省は、貸主の不安感を払拭し、高齢単身者が賃貸住宅への入居を拒まれないように、賃貸借契約の終了と、残置物の処理が円滑に行われることを目的とした契約条項を策定しました（令和3年6月）。
- モデル契約条項は、①賃貸借契約の解除と②残置物の処理に関する委任契約とを別々のものとしており、それぞれ以下を目的として契約します。

解除関係事務委任契約に関する契約	賃借人の死亡時に賃貸人との合意によって賃貸借契約を解除する代理権を受任者に与えます。
残置物の処理事務の委任に関する契約	賃借人の死亡時における残置物の廃棄や指定先への送付等の事務を受任者に委託します。

○詳細は国土交通省 HP「残置物の処理等に関するモデル契約条項」でご確認ください。

居住支援法人

小金井市を事業対象に含む居住支援法人は 21 団体あり、各法人の支援内容と対象者を下表に示します。

なお、「見守り」については全事業者が対応しています。(令和6年9月25日時点)

指定番号	法人名称	電話番号	支援内容（見守り以外）									支援業務の対象者				
			入居支援	物件施設等紹介	身元保証等	家賃債務保証	生活相談・支援	金銭・財産管理	死後事務委任	家財・遺産整理	その他	低額所得者	高齢者	障がい者	子育て世帯	その他
1	ホームネット株式会社	0120-460-560	●	●	－	－	－	－	－	●	－	－	●	－	－	－
6	株式会社ケアプロデュース	03-6805-2145	●	●	●相談	－	●	●	－	－	－	－	●	－	－	－
7	一般社団法人ささえる手	03-5991-6050	●	●	●	●	●	－	－	－	－	●	●	●	●	●
16	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	03-6265-1555	●	●	－	－	●	－	－	－	－	●	●	●	●	－
17	一般社団法人家財整理相談窓口	0120-166-077	●	●	－	－	－	－	－	●相談	－	●	●	－	●	●
22	一般社団法人くらしサポート・ウィズ	03-6205-6719	●	●	－	－	●	●	－	－	－	●	●	●	●	●
25	株式会社 Casa	0120-97-5501	●	●	●	●	●	－	－	●	－	●	●	●	●	－
26	ベスト・レギュレーション株式会社	03-3382-6870	●	●	－	－	●	－	－	－	－	●	●	△身体	●	－
31	有限会社アシスト	042-551-8711	●	●	－	－	●	－	●	●	－	●	●	●	●	●

※「支援内容」と「支援業務の対象者」は、東京都居住支援協議会ホームページの掲載情報を参考に作成していますが、詳細な情報は各居住支援法人に直接お問い合わせください。

指定番号	法人名称	電話番号	支援内容（見守り以外）									支援業務の対象者				
			入居支援	物件施設等紹介	身元保証等	家賃債務保証	生活相談・支援	金銭・財産管理	死後事務委任	家財・遺産整理	その他	低額所得者	高齢者	障がい者	子育て世帯	その他
36	吉祥ハウジング 有限会社	0422-22-1010	●	●	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●
37	株式会社メリア コーディネート	03-6264-2784	●	●	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	●	—
38	一般社団法人 介護グループ ふれあい	042-506-0227	●	●	—	—	●	—	—	—	—	●	●	●	●	●
39	株式会社 ジェイ・エス・ ビー・ネットワ ーク	03-6871-6541	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—
41	株式会社ホッと スペース東京	03-4405-9863	●	●	●	●	●	—	—	—	—	●	●	●	●	●
42	特定非営利活動法人 インクルージョ ンセンター 東京オレンヂ	03-5155-8072	●	●	—	—	●	—	●	—	—	—	●	●	●	—
44	株式会社R65	050-3702-2103	●	●	●	—	●	—	—	●	—	—	●	—	—	—
48	I GOCOCHI 株式会社	03-6821-1847	●	●	● 紹介	—	●	—	—	● 紹介	—	—	●	△身体・ 精神	—	—
51	特定非営利活動法人 ウェルフェア 中之島	090-6201-1384	—	—	—	—	●	—	—	—	—	●	●	●	—	—
54	株式会社 ディスカバリー	03-5305-6128	—	●	● 相談	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	—
55	株式会社 N・フィールド	03-5989-0507	●	●	●	—	●	—	—	—	—	—	●	●	—	—
56	アドバンスライ フプランニング 株式会社	03-3410-8888	●	●	●	—	●	●	●	●	—	—	●	—	—	—

※「支援内容」と「支援業務の対象者」は、東京都居住支援協議会ホームページの掲載情報を参考に作成していますが、詳細な情報は各居住支援法人に直接お問い合わせください。

住宅の種類

民間賃貸住宅だけでなく、公営住宅や高齢者向け住宅等様々な種類の住宅があります。

■民間の賃貸住宅

小金井市居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する体制を構築するため、協力していただける不動産店の登録をすすめています。

居住支援協力不動産店の一覧は以下のとおりです。（14 店舗のうち、非掲載が2店舗あります）

小金井市の居住支援協力不動産店（令和7年1月21日時点）

名称	住所	電話番号
株式会社アイアール	小金井市梶野町4-16-6	042-382-7125
アリス株式会社	小金井市本町2-20-6-203	042-386-7700
有限会社石井ホームサービス	小金井市本町5-10-17	042-381-4439
ツルハホーム株式会社	小金井市東町4-42-22	042-382-6021
ランクス株式会社	小金井市本町2-20-15	042-380-2330
有限会社サンフレッチェ	小金井市貫井北町3-19-5 アイビル5F	042-386-8331
株式会社アクトホーム	小金井市緑町5-21-22	042-401-1223
有限会社本間不動産	小金井市本町5-19-1	042-381-6863
株式会社エム・パートナーズ	小金井市本町5-38-13	042-401-1135
株式会社プラスワン	小金井市桜町1-15-3	042-386-5277
株式会社啓友	小金井市東町4-42-20	042-385-5551
トクマル産業株式会社	小金井市貫井南町4-11-32	042-316-6538

賃貸住宅の仲介等に関する団体

名称	電話番号
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第11ブロック	0422-26-5891
公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部多摩中央支部	042-316-7822

■セーフティネット住宅

セーフティネット住宅（東京ささエール住宅）とは、住宅セーフティネット法に基づき、東京都に登録されている住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない民間賃貸住宅のことです。

種別	セーフティネット登録住宅	セーフティネット専用住宅
入居対象者	全ての方が入居可能	住宅確保要配慮者に限る
家賃	一般的な賃料	低廉な賃料
小金井市内の登録数	54棟 444戸 (令和6年10月21日時点)	(登録なし) (令和6年10月21日時点)

セーフティネット住宅の登録住宅、専用住宅は「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索することができます。

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



■サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)とは生活に不安がある方に安否確認や生活相談サービスを付加した住宅です。

名称	月額費用	面積	住所	電話番号
リーフェスコート東小金井	231,800～ 376,800 円	25～55 m ²	小金井市梶野町 1 - 3 - 6	0422-38-5337
せらび小金井	284,000 円	18 m ²	小金井市貫井北町 3 - 3 7 - 6	042-380-7380
福寿こがねい 緑町	180,000 円	25～27 m ²	小金井市緑町 5 - 1 3 - 2 5	042-386-6030

(令和6年 高齢者福祉のしおり)

■UR賃貸住宅

UR 賃貸住宅とは、独立行政法人都市再生機構(UR)が供給する賃貸住宅です。礼金・仲介手数料・更新料が発生しません。また、保証人が必要ないことも特徴です。その他、様々な優遇制度があります。

名称	間取り	面積	家賃	住所
グリーントウン 小金井	1LDK～ 3LDK	38 m ² ～96 m ²	95,300 円～ 189,300 円	小金井市緑町 4 - 1 2 - 1 6
プラザ新小金井	1DK～3LDK	38 m ² ～78 m ²	96,000 円～ 179,700 円	小金井市東町 4 - 2 3 他

UR都市機構のウェブサイト「UR 賃貸住宅 TOP」

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

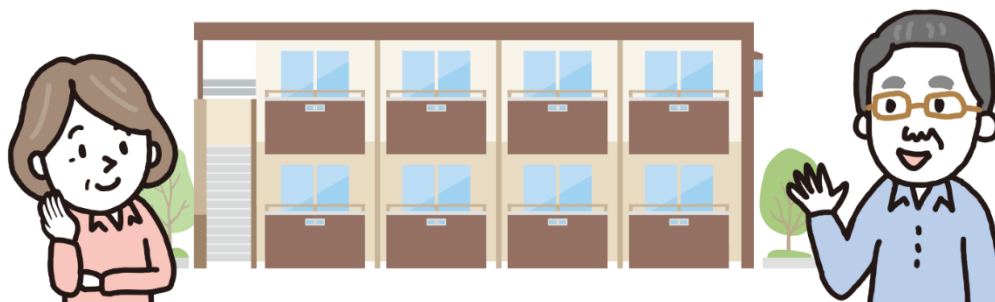


■東京都住宅供給公社の賃貸住宅

公的賃貸住宅は、住宅供給公社が所有・管理している賃貸住宅のことです。礼金・仲介手数料・更新料が発生しません。子育て世帯、高齢者等への優先申込制度があります。

東京都住宅供給公社賃貸住宅(JKK 東京)のウェブサイト

<https://www.to-kousya.or.jp/chintai/reco/index.html>



■公営住宅（小金井市営住宅、高齢者住宅、東京都営住宅）

東京都が管理する都営住宅や、市が管理する市営住宅、高齢者住宅があります。
これらの公営住宅は、一定の所得基準以下の方が入居対象者です。

①募集時期、選考方法と主な対象等

種別	募集時期	選考方法	対象と主な要件等
都営住宅	2月、5月、8月、11月	抽選	単身
	5月、11月	抽選	家族
	2月、8月	抽選	シルバーピア（65歳以上単身）
		抽選	シルバーピア（2人、申込者65歳以上）
		ポイント式	ひとり親、高齢、心身障がいなど一定の条件を満たす2人以上の家族
	毎月募集	抽選	・若年夫婦・子育て世帯向 ・18歳未満の者がいる世帯 ・結婚予定者向（定期使用住宅） ・結婚予定者向けに交通利便性の高い住宅
	随時募集	先着順受付	・申込者が東京都内に居住していること ・同居親族がいること ・所得が定められた基準内であること ・住宅に困っていること ・暴力団員ではないこと
	高齢者等ふれあい同居募集	先着順受付	単身者向の入居資格を満たす高齢者
市営住宅	空き部屋が出たら	抽選	家族世帯（2人以上）
市高齢者住宅	空き部屋が出たら	抽選	65歳以上の者であって、ひとり暮らしであること 又は60歳以上の親族のみと現に同居し、もしくは同居しようとしていること

②民間賃貸住宅との違い

	公営住宅	民間賃貸住宅
対象者	所得制限など申込の要件がある	特になし
物件の数	市営35戸、高齢者住宅146戸 （令和6年11月1日時点） 市内の都営住宅：約650戸 （令和4年3月31日時点）	物件が多い
申込と入居	基本は抽選	随時
家賃	市場家賃より安い	市場家賃
初期費用	敷金程度	敷金、礼金、仲介手数料など
契約更新	手数料なし	契約更新に際して、更新料又は事務手数料が必要なことがある

東京都ウェブサイト「都営住宅入居者募集サイトポータルページ」

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/



小金井ウェブサイト「市営住宅の入居資格等」

https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisaku/keikaku/machitoshi/jutaku_shien/shieijutaku.html



入所型の福祉施設

小金井市内の入所型の福祉施設は多様な種類があり、対応する介護度や認知症の有無、費用負担などの入所条件も様々です。（「高齢者福祉のしおり」参照）

詳しくは、小金井市介護福祉課や地域包括支援センターにご相談ください。

問合せ先			電話番号
小金井市 介護福祉課 介護保険係			042-387-9822
地域包括 支援センター	小金井きた地域包 括支援センター	梶野町・関野町・本町 2、3 丁目・桜町 1、3 丁目	042-388-2440
	小金井みなみ地域 包括支援センター	前原町・貫井南町・本町 6 丁 目	042-388-8400
	小金井ひがし地域 包括支援センター	東町・中町・本町 1 丁目	042-386-6514
	小金井にし地域包 括支援センター	本町 4、5 丁目・桜町 2 丁 目・貫井北町	042-386-7373

賃貸住宅での暮らしを支える制度

見守りをはじめ、金銭面や安全確保面など、入居者の暮らしをサポートする様々な制度があります。（「高齢者福祉のしおり」参照） ※利用には要件があります。

■市が実施する見守りに関する制度

対象	名称	概要	担当部署・ 電話番号
高齢者	ひと声訪問 （牛乳の配達）	市に緊急連絡先を登録し、1 世帯当たり白牛乳又はコーヒー牛乳 1 本を週 3 回、牛乳店から配達し、見守りを行う事業。	介護福祉課 高齢者福祉係 042-387-9843 各地域包括支援センター p20 参照 （当頁上部の表）
	食の自立支援 （配食サービス）	週 3 回を基本として夕食を配達する事業。また、会食会、栄養指導、食関連サービスも行う。	
	入浴券の配布 （公衆浴場）	公衆浴場の入浴券を月 7 枚ずつ、年 6 回（偶数月）配付し、ご自分で受け取りに来ていただく事業。	
	ことぶき理容券 （割引券）の配付	年 3 回、月 1 枚の割合で配布する割引券（自分で取りに行く）を利用すると、市内の「ことぶき利用協力の店」で調髪、洗髪等すると料金が 2 千円割引になる事業。	
	緊急代理通報システム	貸与した無線発信機等（ペンダント等）により、委託業者に通報し、安全の確認と必要に応じて救急車の手配を行う事業。	
	高齢者福祉電話の貸与	電話機を貸与する事業。	
	友愛活動員の訪問	ボランティアの友愛活動員が週 1 回程度、訪問または電話で話し相手をする事業。	

対象	名称	概要	担当部署・ 電話番号
高齢者	やすらぎ支援 (認知症高齢者家族支援)	軽度の認知症がみられる概ね 65 歳以上の方を対象に、支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行う事業。	桜町高齢者在宅サービスセンター やすらぎ支援担当 042-381-0006
	高齢者地域福祉ネットワーク	毎年 9 月 15 日時点で、75 歳、80 歳の方・1 年以内に転入された 75 歳以上の市民を対象に民生委員が訪問し、福祉の情報をお知らせします。	介護福祉課 包括支援係 042-387-9845
	徘徊高齢者探索サービス	高齢者が GPS 端末を携帯し、居場所が不明であるときに、介護者が委託事業者に高齢者の位置を問い合わせ、保護を行う事業。	介護福祉課 高齢者福祉係 042-387-9843
	見守りシール	高齢者等の衣服や持ち物にシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで保護できるようにする事業。	介護福祉課 包括支援係 042-387-9845
	ふれあい収集事業	ごみ出しが困難な世帯や身近な方の協力を得ることが困難な世帯を対象に、個別に訪問し、家庭ごみを収集し、併せて安否確認を行う事業。	ごみ対策課 清掃係 ふれあい収集担当 042-387-9835
障がい者	重度身体障がい者 救急通報システム	家庭内で病気や事故などの緊急事態が発生した時に無線発信機を用いて東京消防庁に通報し、あらかじめ組織された地域の協力員に援助をお願いするシステム。	自立生活支援課 相談支援係 042-387-9841
	配食サービス	精神に障がいのある人の自立と食生活の質の確保を図り、併せて安否の確認をすることを目的に、月曜日から金曜日の週 5 日の中で、必要と認められた曜日の夕食を届ける事業。	

■家賃支払いに関する制度

(1) 家賃債務保証

- 家賃債務保証とは、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することです。
- 家賃債務保証業を営もうとする者は、家賃債務保証業者登録規程の規定により、国土交通省に備える家賃債務保証業者登録簿に登録を受けることができます。

国に登録されている家賃債務保証事業者は、
国土交通省 HP で検索することができます。
このうち、小金井市（東京都）を営業エリアとしている事業者は 73 団体あります。



https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html

- 家賃債務保証を活用することで以下のような費用の保証を受けられる可能性があります。なお、保証内容は各法人によって異なりますので、詳細は国土省ホームページなどでご確認ください。

保証対象	概要
家賃	家賃債務が発生した場合に一定額を保証
裁判費用	立退きに関する裁判費用
残置物処分	残置物を撤去、保管から処分までの費用
原状回復費用	原状回復に係る費用の一部
損害補填	事故物件となった場合の損害を補填

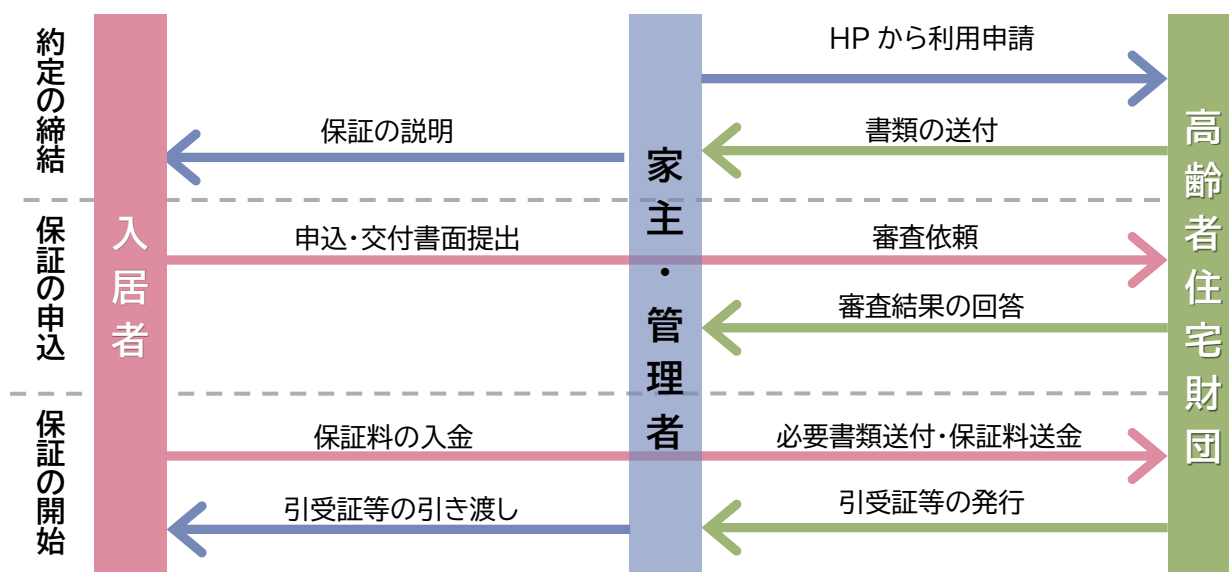
家賃債務保証の事例 ～（一財）高齢者住宅財団の場合

高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担うことで、家主の方は貸しやすく、入居する方は借りやすくする制度です。

対象住宅		財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結した賃貸住宅
対象世帯	高齢者世帯	60 歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の方（同居者は、配偶者、60 歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の親族等に限る）
	障がい者世帯	障がいの程度が次に該当する方が入居する世帯：①身体障害：1～6 級、②精神障害：1～3 級、③知的障害：精神障害に準ずる
	子育て世帯	18 歳以下の扶養義務のある子が同居する世帯
	外国人世帯	在留カード、特別永住者証明のいずれかの交付を受けた方が入居する世帯
	解雇等による住居退去者世帯	平成 20 年 4 月 1 日以降、解雇等により住居から退去を余儀なくされた世帯（その後の就労等により賃料を支払える収入がある場合に限る）
	登録住宅入居者世帯	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 8 条の登録を受けた住宅に入居する世帯
保証の対象	滞納家賃（共益費・管理費を含む）	保証限度額：月額家賃の 12 ヶ月分に相当する額
	原状回復費用（残置物の撤去を含む）及び訴訟費用	保証限度額：月額家賃の 9 ヶ月分に相当する額
保証料		2 年間の保証の場合、月額家賃の 35%

問合せ先	電話番号
一般財団法人 高齢者住宅財団 債務保証課	03-6880-2781

利用手続きの流れ（高齢者住宅財団の場合）



(2) 家賃の支払いが困難な方を対象とする各種制度と対応窓口

制度・事業名称	概要	担当部署・電話番号
生活保護	生活に困窮する方に対し、必要な保護を行う制度	地域福祉課 生活福祉係 042-387-9840
住居確保給付金	給与等を得る機会が著しく減少した人へ家賃3カ月分を支給するもの	福祉総合相談窓口 042-386-0295
東京都母子及び父子福祉資金（転宅資金）	母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している方への転宅に必要な資金の貸付制度 ※貸付けには条件・審査があります ※配偶者のいない女性を対象とした東京都女性福祉資金もあります	子育て支援課 子育て支援係 042-387-9836
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	東京都及び市が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等を対象とした住宅の借り上げに必要な資金の貸付制度 ※貸付けには条件・審査があります	子育て支援課 子育て支援係 042-387-9836 小金井市社会福祉協議会 042-386-0294

(3) 金銭管理等に関する制度

制度・事業名称	概要	担当部署・電話番号
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない方に対して、自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う 有料（減免あり）	小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい 042-386-0121 (p24 参照)

タイプ別の心配ごと

住み替えを決定する前に

住まい探しから入居まで

入居中

退去への備え

資料編

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていくことを目的とするものです。

成年後見制度の詳しい内容は、
厚生労働省ホームページ「成年後見はわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>
でご確認ください。



また、市内では、下記「小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい」でご相談いただけます。

【小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい】

「小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい」は、判断能力が十分でない方の支援、成年後見制度に関する支援、相談等を担っており、下表の事業を行っています。

事業名	概要
福祉サービス 総合支援事業	判断能力が不十分な方、要介護高齢者、障がいのある方等に対する福祉サービスの利用援助等（有料サービス）
日常生活自立支援事業 （地域福祉権利擁護事業）	日常的な金銭の出し入れ、重要な書類の保管などを行う （日常的金銭管理サービス）[有料（減免あり）]
成年後見活用 あんしん生活創造事業	・成年後見制度に関する相談（予約制） ・任意後見・老い支度相談（予約制） ・成年後見制度申立費用の助成 ・後見人等報酬の助成 ・法人後見監督、法人後見の実施
	他

問合せ先	電話番号
小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい	042-386-0121

■日常生活用具等に関する支援

- 小金井市では 65 歳以上の方で介護保険の要介護認定で「非該当（自立）」と認定された方や心身に障がいがある方の日常生活を容易にすることを目的として行う支援制度を行っています。
- 対象者や対象となる日常生活用具等について細かい規定がありますので、必ず事前に下記にご相談ください。（「高齢者福祉のしおり」「障がい者福祉のてびき」参照）

問合せ先		電話番号
高齢者の方	小金井市 介護福祉課 高齢福祉係	042-387-9843
障がい者の方	小金井市 自立生活支援課 相談支援係	042-387-9841

住宅改修に関する制度

（1）住宅改修相談

- 身体状態に応じた住宅の改良を希望する高齢者に対し、一級建築士などが住宅改修の相談・助言を行います。
- ケアマネジャーとも連携を図りながら、介護保険事業と、高齢者自立支援事業の住宅改修に関する助言を行います。

対象	在宅で原則 65 歳以上の高齢者で、その居住する住宅のバリアフリー化を目的とする改修を行うため、相談する必要がある方
日時	第 1,2,3,4 火曜日、第 2,4 木曜日 13:15～17:15、祝日・年末年始を除く （電話で各地域包括支援センターへ予約してください。（p30 参照）予約受付時間 9 時～17 時）

場所	電話番号
小金井ひがし地域包括支援センター ※みなみ、きた、にし地域包括支援センター圏域の利用者は開催日に合わせ、出張相談します。	042-386-6514

（2）住宅資金の貸付（生活福祉資金）

- 住宅の増改築、補修に必要な資金を低利で借りることができます。（貸付には条件・審査があります。）

問合せ先	電話番号
小金井市社会福祉協議会	042-386-0294

(3) 自立支援住宅改修

- 身体的理由により、住宅設備改修が必要と認められる虚弱な方には「住宅改修予防給付」、「住宅設備改修給付」があり、小金井市が改修費用の一部を助成します（対象者によっては併用可）。
- 対象者、給付内容や手続き等、詳しくは下記にお問い合わせください。

問合せ先			電話番号
小金井市 介護福祉課 高齢福祉係			042-387-9843
地域包括支援センター	小金井きた地域包括支援センター	梶野町・関野町・本町2、3丁目・桜町1、3丁目	042-388-2440
	小金井みなみ地域包括支援センター	前原町・貫井南町・本町6丁目	042-388-8400
	小金井ひがし地域包括支援センター	東町・中町・本町1丁目	042-386-6514
	小金井にし地域包括支援センター	本町4、5丁目・桜町2丁目・貫井北町	042-386-7373

(4) 住宅設備改善

- 住宅設備改善は、重度の下肢・体幹機能障がい等がある方の日常生活の利便を図るため、居住している家屋の一部を改善するものです。
- すでに完了してしまった改善、家の新築（屋内移動設備を除く）に伴うものは対象となりません。（借家等の場合は家主の承諾書が必要です）
- 改善を行おうとする時は、必ず事前（計画段階）に下記にご相談下さい。

問合せ先	電話番号
小金井市 自立生活支援課 相談支援係	042-387-9841

福祉総合相談窓口（小金井市自立相談サポートセンター）

福祉総合相談窓口は、年齢や障がいの有無等に関わらず、全ての方の不安や課題を丸ごと無料で相談できる窓口です。生活の困りごとや不安を抱えている方は、一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

- 相談例：「住むところがない、失う恐れがある。」、「失業後、なかなか仕事が見つからず、家賃が支払えない。」、「どこに相談していいか分からない。」等

問合せ先	電話番号
小金井市社会福祉協議会 福祉総合相談窓口	042-386-0295

障がい者・障がい児に関する相談・支援団体の概要

(1) 小金井市障害者地域自立生活支援センター

障がい者ご本人とその家族の方からの相談に応じ、日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な援助を行う窓口です。利用対象者は、小金井市内にお住まいの身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、難病患者及び及びその家族です。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| 1. 専門的な相談支援等を要する困難なケースへの対応。 | 4. 社会生活力を高めるための支援 |
| 2. ヘルパー・デイサービス・ショートステイ等の利用援助 | 5. ピアカウンセリング |
| 3. 社会資源を利用するための支援 | 6. 専門機関の紹介 |
| | 7. 介護相談及び提供 |

問合せ先	電話番号
小金井市障害者地域自立生活支援センター	042-381-8811

(2) 地域生活支援センターそら

事業	概要	対象者
地域活動支援センターI型（交流室）	● 交流室では、障がいを持った方が、日中に自宅以外で過ごしたり、人と交流できる場として利用できる。 ● 日常生活上の困りごとや、各種制度の手続き関係、障害年金などの経済的な相談にも対応。	● 東京都在住で、精神科に通院されている方。 ● 交流室の利用は、登録が必要。
計画相談	● ヘルパーや就労支援施設、グループホームなど、障がい福祉サービスを利用する方に必要な「サービス等利用計画」を作成。	障がい福祉サービスの利用を考えている方や、現に利用中の方。
地域移行	● 精神科病院などに入院中の方が退院するにあたって、一緒に外出したり、退院先のアパート探しなども支援。 ● 退院に向けて必要なことや、不安なことなどを一緒に検討。 ● 退院に向けて、病院のスタッフや地域のサービスとも協力しながら進める。	精神科病院に入院されている方や、その他の施設に入所されている方など。
地域定着	● 単身で生活されている障がいのある方に、緊急時の相談窓口として24時間連絡の取れる連絡先をお伝えし、緊急の際に電話による相談や直接の訪問などの支援を行う。 ※原則は緊急事態への支援。	精神科病院を退院した方や、グループホームを卒業された方、その他単身で生活をされている障がいのある方など。
住宅入居等支援（居住サポート）	● 精神障がいや知的障がいなどがある方で、「なかなかアパートが見つけれない」「理解のある不動産屋に出会えない」など、住まい探して様々なお悩みを抱えている方への支援事業。 ● どのような暮らしがしたいかを一緒に相談するところから始め、実際の住まい探しや入居までのサポート（手続きなど）を行う。	障がいをお持ちの方で、実際に住まいに関してのお困りごとがある方が対象。 ※原則は、どなたか支援者の方などからの紹介が必要。

※いずれも無料で利用できます。（一部、交通費等の実費が必要になることがあります。）

問合せ先	電話番号
地域生活支援センターそら	042-381-6922

情報整理ツール

※コピーしてご活用ください

① 基礎情報整理表

お名前			
代筆者		本人との 関係	
現住所			
日常的に 連絡を取る 関係窓口や 支援者等	団体等名称	主担当者氏名	電話番号

② 家計の収支チェック表

(1 か月のおおよその額)

費目		金額	合計
収入 (月額)	月収・年金など	円	(A) 万円
	その他の収入 ()	円	
支出 (月額)	住居費	円	(B) 万円
	食費	円	
	水道光熱費	円	
	被服費	円	
	保険・医療・介護費	円	
	交通費	円	
	郵便・電話など通信費	円	
	娯楽費	円	
	その他	円	
収支	1 か月の収支 = (A) - (B)		+・- 万円

③ 条件整理表				
項目		記入欄	記入例	優先順位
住まい探しの理由 (転居の理由)			建物の建替えに ともなう立退き	
転居希望時期			〇年〇月頃まで	
希望地域			〇〇町付近、又は東小金井駅から徒歩20分程度まで	
家賃			共益費込みで6万円くらいまで	
必要な部屋の数			2部屋もしくは1部屋	
階数又はEV有無			エレベーターがない場合は2階まで	
築年数			築30年以内	
その他の希望			・洗濯機置場が室内にある ・脱衣室有 ・ペット可 ・ベランダ有 ・オートロック、カラーモニターホン ・独立洗面台 等	
保証人			いない	
緊急時の連絡先			息子が●●市に居住	

※家賃との兼ね合いでご希望の条件に沿った物件がないこともございます。その場合は、条件の見直しが必要です。

連絡先一覧

住宅セーフティネット制度や居住支援全般に関すること

名称	電話番号	主な内容
居住支援相談窓口	042-386-0295	民間賃貸住宅への円滑な入居等に係ること全般
小金井市 まちづくり推進課 住宅係	042-387-9861	住宅セーフティネット制度全般

高齢者に関すること

名称	電話番号	主な内容
小金井きた地域包括支援センター	042-388-2440	介護保険や住宅改修、入所型の福祉施設等に関すること
小金井みなみ地域包括支援センター	042-388-8400	
小金井ひがし地域包括支援センター	042-386-6514	
小金井にし地域包括支援センター	042-386-7373	
小金井市 介護福祉課 高齢福祉係	042-387-9843	住宅改修や日常生活用具等に関すること
小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい	042-386-0121	成年後見制度及び判断能力が十分でない方の支援全般

低額所得者に関すること

名称	電話番号	主な内容
福祉総合相談窓口 (小金井市自立相談サポートセンター)	042-386-0295	福祉に関すること全般
居住支援相談窓口		民間賃貸住宅への円滑な入居等に係ること全般
小金井市社会福祉協議会	042-386-0294	住宅の増改築、補修に必要な資金に関すること

生活保護に関すること

名称	電話番号	主な内容
小金井市 地域福祉課 生活福祉係	042-387-9840	生活保護に関すること

ひとり親世帯に関すること

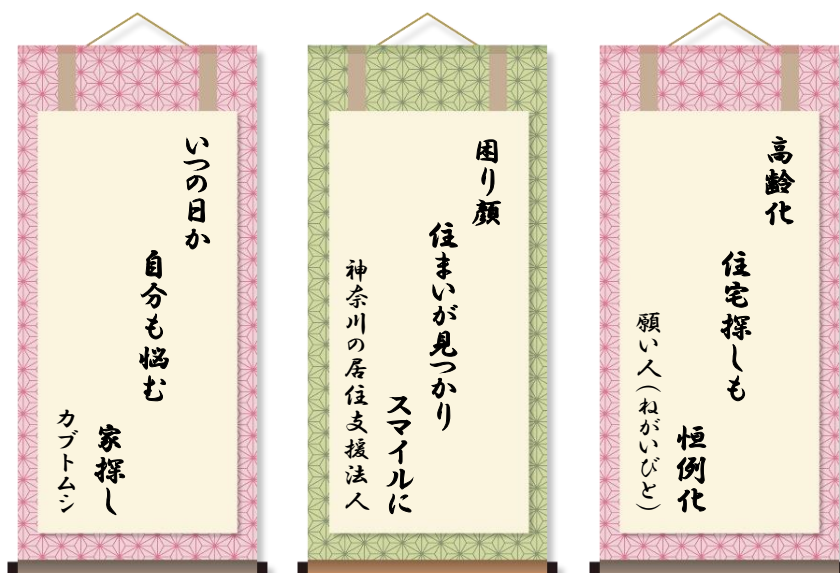
名称	電話番号	主な内容
小金井市 子育て支援課 子育て支援係	042-387-9836	子ども及びその親の支援等に関すること全般

障がい者に関すること

名称	電話番号	主な内容
小金井市障害者 地域自立生活支援センター	042-381-8811	日常生活及び社会生活を営むための援助
地域生活支援センターそら	042-381-6922	
小金井市 自立生活支援課 相談支援係	042-387-9841	障がい者に関すること全般
小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい	042-386-0121	成年後見制度及び判断能力が十分でない方の支援全般

その他

名称	電話番号	主な内容
福祉総合相談窓口 (小金井市自立相談サポートセンター)	042-386-0295	生活の困りごとなど丸ごと相談できる窓口
居住支援相談窓口		居住支援全般
小金井市 まちづくり推進課 住宅係	042-387-9861	居住支援全般
小金井市こども家庭センター	042-321-3146	子ども及びその親の支援等に関すること全般〈虐待、通告、相談（疑い含む）〉
小平児童相談所	042-467-3711	
法律相談 (小金井市広報秘書課広聴係)	042-387-9818	市民生活における法律上のこと全般(要事前予約)



「居住支援川柳」について

小金井市では、居住支援事業関係者の機運を醸成し、事業を周知するため、居住支援に携わる関係者から事業を実施してよかったこと、楽しかったこと、重要性、大変さ、苦労などの事業に対する「想い」を居住支援川柳として募集（募集期間：令和6年7月1日～31日）し、全国から計 318 句の応募がありました。なお、入選作品 33 句を市 HP 上で公開しています。

タイプ別の心配ごと

住み替えを決断する前に

住まい探しから入居まで

入居中

退去への備え

資料編

小金井市居住支援協議会について

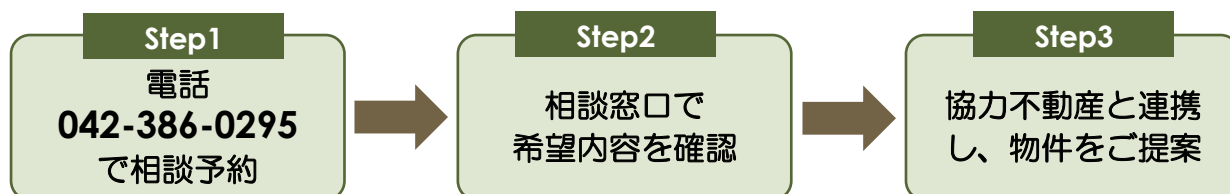
小金井市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、小金井市における福祉の向上及び豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的としています。

●居住支援相談窓口について

電話番号	042-386-0295	受付時間	8:30～17:00（土日祝日、年末年始を除く）
		住所	小金井市本町 5-36-17 （小金井市社会福祉協議会 内）

[相談できる方] 高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な方（ご本人）、またはその家族、その他関係者の方、どなたでもご相談することができます。

[相談の流れ]



小金井市居住支援協議会の構成団体

区分	団体名等
不動産関係団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第 11 ブロック
	公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部多摩中央支部
社会福祉法人	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会
小金井市	都市整備部長
	地域福祉課長
	自立生活支援課長
	高齢福祉担当課長
	地域包括支援センター
	子育て支援課長
	まちづくり推進課長

このガイドブックへのお問い合わせ

小金井市役所

まちづくり推進課 住宅係

TEL 042-387-9861



【発行】令和 7 年 2 月